

施設整備及び運営にかかる基本的事項

放課後児童健全育成事業の運営を行うに当たっては、本事項中第3項の「遵守すべき法令等」に適合している必要があります。また、主な運営の要件及び事業者が行う主な業務は以下のとおりです。関係法令や基準等は必ず確認してください。

1. 施設整備の条件

(1) 必要な設備

専用区画	児童の遊びや生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を、児童1人につき1.65㎡以上確保すること。
設備、備品等	専用区画の他にトイレ、事務スペース等を設置し、付帯設備として下駄箱、手洗い場、ランドセルロッカー、冷暖房、専用電話などの支援の提供に必要な設備及び備品等を整備すること。 また、敷地外、建物外に出ることができる避難経路を確保し、消火器等の消火用具を設けること。

※専用区画及び設備、備品等は、衛生及び安全が確保されていること。

(2) 留意事項

- ①運営法人は継続して事業を行うこと。また、建物の所有権又は賃借権を有し、又は確実に有する見込みがあること。
- ②放課後児童クラブの運営に関しては、事業の円滑な実施のために、事業者の責任において近隣住民等へ十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。
- ③施設においては、保護者のお迎え時の駐車場の確保と建物の所有者ほか近隣に対し説明及び対応を行うこと。
- ④施設の工事にあたっては、近隣関係者に説明を行い、また苦情が入った場合は誠実に対応すること。
- ⑤提案する施設は、放課後児童クラブとして使用する旨、貸主の了承を得ておくこと。
- ⑥建築基準法による児童福祉施設用途として、建築基準法、都市計画法及び消防法等の関係基準法令に適合すること。
- ⑦運営事業の中で、児童及びその保護者へ食べ物を提供する場合には、食品衛生法ほか関係基準法令を遵守すること。

2. 運営にかかる要件

(1) 基本的な開設日及び開設時間

開設日：日曜日、祝休日、お盆（8月13日～15日）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日

開設時間：平日 児童下校時から１８時（延長の場合１９時）

土曜日・長期休暇期間等 ８時から１８時（延長の場合１９時）

(2)職員配置

支援の単位ごとに２人以上の放課後児童支援員を配置すること。ただし、そのうちの１人を補助員とすることができる。

- ・安定した運営を行えるよう、支援員の確保及び研修等を積極的に行うこと。
- ・配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。

(3)補助対象児童

東広島市在住または東広島市内の小学校在籍の児童で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。

保護者が以下①～④のいずれかの要件を満たすこと。

①保護者の就労の場合

ア 月～金のうち３日以上かつ１日４時間以上かつ１５時以降まで（勤務地が東広島市外の場合は、１４時３０分以降まで）継続して３か月以上勤務していること

イ 児童が土曜日に当該施設を利用する場合、その保護者が土曜日に継続して就労していること。

②長期疾病などにより児童と過ごすことができないこと。

③長期にわたり、親族の介護・看護などにより児童と過ごすことができないこと。

④産前３か月産後３か月の期間にあること。

(4)利用者の募集・決定

利用児童の募集、選考及び決定は、事業者の負担において実施することとする。なお、児童募集については、特に開設当初の入会児童数が少ないことが想定されるため、チラシの配布等により事業者（事業や施設）の認知を高めていく活動を積極的に行うこと。

また、入会の選考方法や選考基準は公正かつ客観的なものとし、開示を求められた場合は公開すること。

(5)事業内容

基本活動(放課後児童健全育成事業)

①子どもと保護者への支援業務

ア 子どもの成長と育ちへの支援（成育支援）を行うこと。

イ 小学校から当該事業所への移動を行うこと。

ウ 出欠確認・記録、安全確保・確認、帰宅管理を行うこと。

エ 子どもの心身の健康状態や活動状況の把握を行うこと。

オ おやつを提供に関すること。

※おやつに関し、食物アレルギーや宗教上の理由で対応が必要な場合は、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と書面にて連絡を取り合い、安全を確保する体制を講じること。

カ 配慮を要する児童の受け入れに関すること。

※配慮を要する児童とは、放課後児童クラブでの支援にあたり、心身の成長・発達等による個別的配慮が必要な児童であり、配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。また、障がい者差別解消法に基づき「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」を行うこと。

キ 保護者との連絡・情報交換、相談支援を丁寧に行うこと。

ク 保護者への情報提供を行うこと。

ケ 施設外活動を行う場合は引率を行うこと。

②施設管理

ア 施設内の衛生管理や感染症対策を行うこと。

イ 防犯、防火及び警備を行うこと。

ウ 各種設備等の適正な管理を行うこと。

③事業運営

ア 利用児童の募集、入会手続き及び退会手続きに関すること。

イ 利用料の徴収に関すること。

ウ 職員の確保及び資質向上のための研修に参加すること。

エ 犯罪や災害時等の緊急時の危機管理と安全確保のためのマニュアル作成や訓練の実施を行うこと。

オ 市との連携をおこなうこと。

カ 児童出席簿及び日誌等の作成を行うこと。

キ 市が実施する放課後児童クラブに関する調査への回答を行うこと。

多様な活動(基本活動以外の有料メニュー等)

児童や保護者の多様なニーズに即した別途料金を徴収するオプションメニューの提供を可能とする。ただし、その参加は保護者・児童が選択できることとし、必須としないこと。また下記において留意すること。

- ・参加しない児童の活動についても十分配慮すること。
- ・参加の有無によって入会選考に影響を与えないこと。
- ・基本活動（放課後児童健全育成事業分）と多様な活動（有料メニュー等）については、経理を分けて管理し、補助事業の実績報告等においても、明確に切り分けた内容で報告すること。

(6)利用料金

基本活動(放課後児童健全育成事業)

①月～金 18時まで 3,000円/月

②月～金 19時まで 3,700円/月

③月～土 18時まで 4,500円/月

④月～土 19時まで 5,400円/月

おやつ教材費は別途徴収することができる。

多様な活動(基本活動以外の有料メニュー等)

参加費が生じる場合は、必ず事前に保護者に説明すること。料金は、実費相当額とし、社会通念上、適正な範囲で設定すること。

(7)児童福祉法によける報告・検査の実施

児童福祉法における報告・検査の対象となった場合は、実施に協力すること。

また、改善指導等を受けた場合は速やかに改善を行うこと。

(8)保険の加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。

(9)その他

市が事業遂行上、必要と認めることについて応じること。

3. 遵守すべき法令等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

放課後児童クラブ運営指針

子ども・子育て支援交付金交付要綱

東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成26年条例第37号）

東広島市民間いきいきこどもクラブ運営補助金交付要綱（平成27年告示第493号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

消防法（昭和23年法律第186号）